

浜松市の休業要請に基づく協力金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市長又は静岡県知事（以下「県知事」という。）の休業要請に応じて店舗等を休業する中小企業者に対して支給する休業協力金の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 休業 店舗、施設等（以下「店舗等」という。）の営業、又は利用をしないこと（ただし、商品の持ち帰り又は宅配のサービスのみを行う場合を除く。）をいう。
- (3) 休業要請 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため市長又は県知事が市内に所在する店舗等を営業し、又は管理する中小企業者に対して期間を定めて行う当該店舗等の休業の要請をいう。
- (4) 協力金 この要綱の定めるところにより、休業要請に協力して店舗等を休業した場合に、市又は県が当該店舗等を営業し、又は管理する中小企業者に対して支給する謝礼をいう。

(支給の要件)

第3条 協力金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に所在する別表1に掲げる店舗等（以下「対象店舗等」という。）を営業し、又は管理する中小企業者であること。
- (2) 前号に規定する中小企業者が休業要請のうち別表に定める対象店舗等の区分に応じ、同表に定める期間の全てを通じて、その営業し、又は管理する対象店舗等を休業したこと。
- (3) 対象店舗等の営業又は管理のために必要な許可その他の法令に基づく手続を経ていること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

- (5) 前号アからエに該当する者が経営に事実上参画していないこと。
- (6) 休業要請に応じて休業した中小企業者及び対象店舗等に関する情報をホームページその他の方法により公表することに同意すること。
- (7) 浜松市長に対し、静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）の支給を申請する場合において、他市町において県協力金の支給の申請をしていないこと。

（協力金の額）

第4条 協力金の額は、次のとおりとする。

- (1) 市協力金 市長の休業要請に基づく対象店舗等

各中小企業者につき50万円とする。ただし、市内に2以上の対象店舗等を営業し、又は管理する中小企業者が当該対象店舗等の全てを休業した場合にあっては、100万円とする。

- (2) 県協力金 県知事の休業要請に基づく対象店舗等

各中小企業者につき20万円とする。

- 2 市長に対し、県協力金の支給を申請する場合において、前項第1号に規定する対象店舗等が同項第2号に規定する対象店舗等にも該当するときは、当該対象店舗等に対する市協力金の額は、同項第1号に規定する額から20万円を減じた額とする。

（支給の申請）

第5条 協力金の支給を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、令和2年5月7日から同年6月30日までに、浜松市休業要請協力金支給申請書（第1号様式）（電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、郵送又は電子情報処理組織を利用した方法により申請しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 対象店舗等を営業し、又は管理していることが分かる書類
- (3) 対象店舗等を休業したことが分かる書類
- (4) 協力金の振込先口座（申請者名義のものに限る。）が分かる書類
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

（支給の決定）

第6条 市長は、前条に基づく申請が第3条の支給の要件をすべて充足すると認めるときは、当該申請者に対する協力金の支給及びその額を決定する。

- 2 前項の規定による決定の通知は、当該申請者に対し、協力金を支給することにより行う。

3 協力金の支給は、前項の規定により決定された金員を浜松市休業要請協力金支給申請書に記載された口座に振り込むことにより行う。

(立入検査等)

第7条 市長は、協力金の適正な交付のため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又はその職員に当該対象店舗等、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第8条 市長は、協力金の支給を受けた中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該中小企業者に対する協力金の支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の支給の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 前3号に規定する場合のほか、協力金の支給の目的のため市長が必要があると認めたとき。

(協力金の返還及び違約金の支払い)

第9条 市長は、前条の規定により協力金の支給の決定を取り消したときは、当該中小企業者に対し、期限を定めてその返還をさせるとともに、当該協力金の額と同額の違約金の支払いを請求するものとする。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度中に行った休業要請につき令和3年3月31日までに第6条第1項の規定による支給の決定をした協力金について適用する。

浜松市の休業要請に基づく協力金交付申請書

第1号様式

浜松市からの休業の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、浜松市の休業要請に基づく協力金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 2 年 月 日

〒

浜松市長 様

申請者

住所又は
所在地

名称

役職

氏名

記

対象施設・店舗の情報	基本情報	フリガナ 名称				左記の他に か所
		フリガナ 住所	ハママツシ 浜松市			
	電話番号	営業内容				<input type="checkbox"/> 対象が1,000㎡超
	業態等 (別表1から選択)	種類	コード	施設		
休業要請に伴う 休業期間 (いずれかひとつ)	<input type="checkbox"/> ①4月25日(土)～5月6日(水) <input type="checkbox"/> ②4月27日(月)～5月6日(水) <input type="checkbox"/> ③4月29日(水)～5月6日(水)					

申請金額 (いずれかひとつ)	<input type="checkbox"/> ①20万円	<input type="checkbox"/> ②50万円	<input type="checkbox"/> ③100万円
-------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

静岡県が実施する 協力金申請	<input type="checkbox"/> 対象施設については、静岡県が実施する協力金の申請を含みます。(別表1を確認)
-------------------	---

※静岡県協力金の申請は対象施設が複数ある事業者につきましても、1事業者につき1件限りの申請となります。
※静岡県協力金の申請を既に静岡県又は他市町に申請済(見込み)の場合には、チェックはつけないでください。

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は 個人事業主名)	フリガナ 名称								
	中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)	万円	中小企業基本 法上の業種	常時雇用す る従業員数	人				
	申請者の種別	選択 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号				住所(※)	生年 月日	年	月

※申請者の情報欄における「住所」は添付の本人確認書類に記載の住所としてください。

担当者	担当者名	所属				フリガナ 氏名				
	担当者連絡先	固定電話	-	-	-	携帯電話	-	-	-	-
		メール	@			ホームページ				

支払口座振替依頼書	浜松市の休業要請に基づく協力金に係る支払は、次の口座に振り込んでください。									
振込先金融機関名										
銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 営業部・出張所 本所・支所					
金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(左詰めで記入)				※種目については、 1:普通、2:当座、7:別段 のいずれかの数字を記入			
口座名義人(カナ) 30文字まで										

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

（裏面）

対象施設・店舗の情報（2か所目以降）

2	フリガナ				電話番号
	名称				
	フリガナ	ハママツシ			営業内容
	住所	浜松市			
県協力金申請	種類	コード	施設	休業要請に伴う休業期間（いずれかひとつ）	
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 4/25(土)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/27(月)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/29(水)~5/6(水)	
3	フリガナ				電話番号
	名称				
	フリガナ	ハママツシ			営業内容
	住所	浜松市			
県協力金申請	種類	コード	施設	休業要請に伴う休業期間（いずれかひとつ）	
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 4/25(土)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/27(月)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/29(水)~5/6(水)	
4	フリガナ				電話番号
	名称				
	フリガナ	ハママツシ			営業内容
	住所	浜松市			
県協力金申請	種類	コード	施設	休業要請に伴う休業期間（いずれかひとつ）	
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 4/25(土)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/27(月)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/29(水)~5/6(水)	
5	フリガナ				電話番号
	名称				
	フリガナ	ハママツシ			営業内容
	住所	浜松市			
県協力金申請	種類	コード	施設	休業要請に伴う休業期間（いずれかひとつ）	
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 4/25(土)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/27(月)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/29(水)~5/6(水)	
6	フリガナ				電話番号
	名称				
	フリガナ	ハママツシ			営業内容
	住所	浜松市			
県協力金申請	種類	コード	施設	休業要請に伴う休業期間（いずれかひとつ）	
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 4/25(土)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/27(月)~5/6(水) <input type="checkbox"/> 4/29(水)~5/6(水)	

※施設・店舗が7か所以上ある場合は、（裏面）を複数枚ご提出ください。

特記事項	
------	--

誓 約 書

私は、「浜松市の休業要請に基づく協力金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・ 県が実施する協力金について、今回の1件のみ申請しており、複数の申請はしていません。
- ・ 申請書その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。また、万一虚偽があった場合その他支給決定の取消事由に該当したときは、浜松市又は静岡県に対して協力金を返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・ 本申請に関し、静岡県及び浜松市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 協力金を受領した際には、施設名（屋号）の公表を承諾します。
- ・ 協力金の支払いについては、口座振替により受領することを希望します。
- ・ 営業に必要な許可等を有しており、それを証明するものを添付しています。（該当する方のみ）
- ・ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和 年 月 日

浜松市長 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

※法人の代表者又は個人事業主が自筆してください。押印は不要です。

申請書の中の「種類・コード・施設・休業期間・申請金額」はこの表の中から選んでください。
(全部で3ページあります)

1. 浜松市の休業要請の対象となる施設・店舗【休業要請期間：4/25（土）～5/6（水）】

種類	コード	施設	1,000㎡超	1,000㎡以下	支給要件となる休業期間	協力金	静岡県協力金
食事提供施設	101	食堂	対象	対象	4/25（土） ～ 5/6（水）	1事業者あたり50万円 ※ただし、複数店舗 運営事業者100万円	
	102	レストラン					
	103	専門料理店					
	104	そば・うどん店					
	105	すし店					
	106	酒場（居酒屋など）					
	107	ビヤホール					
	108	喫茶店					
	109	その他の飲食店					
遊興施設	110	バー（※1）	対象	対象	4/25（土） ～ 5/6（水）	1事業者あたり50万円 ※ただし、複数店舗 運営事業者100万円	A
	111	キャバレー（※1）					A
	112	ナイトクラブ（※1）					A
	113	スナック（※1）					A
	114	パブ（※1）					A
	115	カラオケボックス					A
	116	ライブハウス（※1）					A
	117	インターネットカフェ（※1）					A
	118	漫画喫茶（※1）					A
	119	個室付浴場業に係る公衆浴場などの性風俗店（※1）					A
県外からの来訪者が見込まれるその他の施設	120	スーパー銭湯	対象	対象	4/25（土） ～ 5/6（水）	1事業者あたり50万円 ※ただし、複数店舗 運営事業者100万円	B
	121	スポーツクラブ					A
	122	パチンコ屋（※1）					A
	123	ゲームセンター（※1）					A

2. 浜松市の休業要請の対象となる施設・店舗（追加分）【休業要請期間：4/29（水）～5/6（水）】

種類	コード	施設	1,000㎡超	1,000㎡以下	支給要件となる休業期間	協力金	静岡県協力金
食事提供施設	124	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象	4/29（水） ～ 5/6（水）	1事業者あたり50万円 ※ただし、複数店舗 運営事業者100万円	D
遊興施設	125	ダンスホール（※1）	対象	対象			C
県外からの来訪者が見込まれるその他の施設	126	マージャン店（※1）	対象	対象			C
	127	ボウリング場					C
	128	スポーツクラブなどの運動施設（※3）					C
	129	スケート場					C
	130	ゴルフ練習場（※3）					C
	131	バッティング練習場（※3）					C
	132	テーマパーク					C
	133	遊園地					C
	134	映画館（※2）					C

（※1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可・届出を行っている者を対象とする。

（※2）興行場法による許可を得ている施設を対象とする。

（※3）屋外施設は対象外

（※4）観客席部分を休業した場合

■静岡県が実施する協力金申請欄について

静岡県協力金は、1事業者1件のみの申請となります。他市町にも施設をもつ場合、既に県協力金を申請済の場合は、チェックはつけないでください。交付が受けられなくなります。
静岡県協力金のみを申請される方と、浜松市協力金の中に静岡県協力金を含む方はチェックをしてください。
以下の方が対象となります。

※表の中の「静岡県協力金」の欄

A…対象 B…1,000㎡超のみ C…4/27（月）から休業した場合のみ D…1,000㎡超かつ4/27（月）から休業した場合のみ

3. 静岡県の休業要請の対象となる施設・店舗【休業要請期間：4/25（土）～5/6（水）】

(1) 休業要請の対象となる施設

種類	コード	施設	1,000㎡超	1,000㎡以下	支給要件となる休業期間	協力金	静岡県協力金
遊興施設等	201	キャバレー（※1）	対象	対象	4/27（月） ～ 5/6（水）	1事業者あたり 20万円	A
	202	ナイトクラブ（※1）					A
	203	ダンスホール（※1）					A
	204	バー（※1）					A
	205	個室付浴場業に係る公衆浴場（※1）					A
	206	ストリップ劇場（※1）					A
	207	ネットカフェ（※1）					A
	208	漫画喫茶（※1）					A
	209	スナック（※1）					A
	210	ダーツバー（※1）					A
	211	パブ（※1）					A
	212	性風俗店（※1）					A
	213	デリバリーヘルス（※1）					A
	214	射的場（※1）					A
	215	カラオケボックス					A
	216	ライブハウス（※1）					A
	217	勝馬投票券販売所					A
	218	場外車券売場					A
運動、遊技施設等	219	マージャン店（※1）	対象	対象	4/27（月） ～ 5/6（水）	1事業者あたり 20万円	A
	220	パチンコ屋（※1）					A
	221	ゲームセンターなどの遊技場（※1）					A
	222	体育館					A
	223	水泳場（※3）					A
	224	ボートリング場					A
	225	スポーツクラブなどの運動施設（※3）					A
	226	スケート場（※3）					A
	227	ゴルフ練習場（※3）					A
	228	バッティング練習場（※3）					A
	229	陸上競技場（※3）（※4）					A
	230	野球場（※3）（※4）					A
	231	テニス場（※3）（※4）					A
	232	柔剣道場					A
233	弓道場（※3）	A					
234	ヨガスタジオ	A					
235	テーマパーク	A					
236	遊園地	A					
劇場等	237	劇場（※2）	対象	対象	4/27（月） ～ 5/6（水）	1事業者あたり 20万円	A
	238	観覧場（※2）					A
	239	映画館（※2）					A
	240	演芸場（※2）					A
	241	プラネタリウム（※2）					A

（※1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可・届出を行っている者を対象とする。

（※2）興行場法による許可を得ている施設を対象とする。

（※3）屋外施設は対象外

（※4）観客席部分を休業した場合

■静岡県が実施する協力金申請欄について

静岡県協力金は、1事業者1件のみの申請となります。他市町にも施設をもつ場合、既に県協力金を申請済の場合は、チェックはつけないでください。交付が受けられなくなります。
静岡県協力金のみを申請される方と、浜松市協力金の中に静岡県協力金を含む方はチェックをしてください。
以下の方が対象となります。

※表の中の「静岡県協力金」の欄

A…対象 B…1,000㎡超のみ C…4/27（月）から休業した場合のみ D…1,000㎡超かつ4/27（月）から休業した場合のみ

3. 静岡県の休業要請の対象となる施設・店舗【休業要請期間：4/25（土）～5/6（水）】

(2) 床面積により休業要請の対象となる施設

種類	コード	施設	1,000㎡超	1,000㎡以下	支給要件となる休業期間	協力金の金額	静岡県協力金
自動車教習所等	242	自動車教習所	対象	対象外			B
	243	学習塾					B
	244	英会話教室					B
	245	音楽教室					B
	246	囲碁・将棋教室					B
	247	生け花・茶道・書道・絵画教室					B
	248	そろばん教室					B
	249	バレエ教室					B
	250	体操教室					B
	集会・展示施設	251					集会場
252		公会堂	B				
253		展示場	B				
254		貸会議室	B				
255		文化会館	B				
256		多目的ホール	B				
257		博物館	B				
258		美術館	B				
259		ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	B				
260		科学館	B				
261		記念館	B				
262		水族館	B				
263		動物園	B				
264		植物園	B				
商業施設	265	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	対象	対象外	4/27（月） ～ 5/6（水）	1事業者あたり 20万円	B
	266	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗					B
	267	ペットショップ（ペットフード売場を除く）					B
	268	ペット美容室（トリミング）					B
	269	宝石類や金銀の販売店					B
	270	住宅展示場（戸建て、マンション）					B
	271	古物商（質屋を除く）					B
	272	金券ショップ					B
	273	古本屋					B
	274	おもちゃ屋、鉄道模型屋					B
	275	囲碁・将棋盤店					B
	276	DVD/ビデオショップ					B
	277	DVD/ビデオレンタル					B
	278	アウトドア用品、スポーツグッズ					B
	279	ゴルフショップ					B
	280	土産物屋					B
	281	旅行代理店（店舗）					B
	282	アイドルグッズ専門店					B
	283	ネイルサロン					B
	284	まつ毛エクステンション					B
	285	スーパー銭湯					B
	286	岩盤浴					B
	287	サウナ					B
	288	エステサロン					B
	289	日焼けサロン					B
	290	脱毛サロン					B
	291	写真屋					B
	292	フォトスタジオ					B
293	美術品販売	B					
294	展望室	B					

■静岡県が実施する協力金申請欄について

静岡県協力金は、1事業者1件のみの申請となります。他市町にも施設をもつ場合、既に県協力金を申請済の場合は、チェックはつけないでください。交付が受けられなくなります。
静岡県協力金のみを申請される方と、浜松市協力金の中に静岡県協力金を含む方はチェックをしてください。
以下の方が対象となります。

※表の中の「静岡県協力金」の欄
A…対象 B…1,000㎡超のみ C…4/27（月）から休業した場合のみ D…1,000㎡超かつ4/27（月）から休業した場合のみ

浜松市の休業要請に基づく協力金の申請書類一覧

申請にあたり、以下の全ての書類等が必要となります。

1 浜松市の休業要請に基づく協力金交付申請書（第1号様式）

- ・複数店舗運営事業者は、すべての店舗の情報を記載し申請を1回にまとめてください。
- ・振込先の口座名義は、代表者の名前と同一の口座に限ります。
※WEB申請の場合は、同じ項目のフォームを入力

2 誓約書（第2号様式）

- ・誓約書の下部の「申請者」の欄は必ず自書でお願いします。
※WEB申請の場合は、入力フォーム内の項目を確認

添付書類（WEB申請の場合は、該当部分をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。）

3 営業活動を行っていることがわかる書類

次の①②③の書類がすべて必要となります。（※③は法人の場合は不要）

①営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可）

- ・法人、個人ともに直近の確定申告書〔控え〕（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）
※受付印がない場合、税務署へ行っても受付印は受領できませんので、税務署に問合せは避けてください。

<直近の確定申告書のみでは営業活動を行っていたことが分からない場合>

- ・直近の月末締め帳簿など営業実態がわかる資料
- ・設立後決算期や申告時期がまだの場合、個人事業の開業・廃業等届出書（県内税務署の受付印があるもの）及び直近の月末締め帳簿など、休業要請期間の開始日の前日時点での営業実態がわかる資料

②業種に係る営業に必要な許可等を取得している場合は、そのことがわかる書類（写し）

対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。（例）風俗営業許可、興行場の許可 等

③申請者本人確認書類（写し）※個人のみ

個人事業主の場合は、申請者本人確認のため、次のいずれかを提出してください。法人の場合は不要。
・運転免許証、パスポート、保険証等の書類（写し）

4 休業の状況がわかる書類（写しで可）

（例）事業収入額を示した帳簿の写し、休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール 等

※休業したすべての施設・店舗等の名称と休業期間が判断できるよう工夫してください。

5 振込先口座が分かる通帳の該当部分（写しで可）

金融機関名、支店名、名義人、口座種別、口座番号が記載された部分

※振込口座は申請者ご本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座）

※施設の種類が「自動車教習所等」「集会・展示施設」「商業施設」の場合のみ以下の書類も必要

6 対象となる施設の面積がわかる書類（写しで可）

（ホテル又は旅館については「集会の用に供する部分」の面積がわかる書類）

（例）登記事項証明書、建築確認済証、賃貸借契約書 等

※写し等の用紙はA4サイズとしてください。